

議第91号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別  
商業地区建築条例の一部を改正する条例の制定について

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区  
建築条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長      梶      本      頼      兼

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別  
商業地区建築条例の一部を改正する条例

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区  
建築条例の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2（ち）項第4号」を「別表第2（ち）項第3号」に改  
める。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。